

報道関係者 各位

平成28年2月17日

【照会先】

秋田労働局雇用均等室

室 長 富塚 リエ

地方短時間労働指導官 大友 夕子

(電話) 018-862-6684

平成28年4月1日施行 女性活躍推進法に基づく

「一般事業主行動計画」策定届 秋田県第1号を受付！！

～平成28年1月から「策定届」の受付を開始しています～

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、労働者数301人以上の企業は、平成28年4月1日までに、企業の管理職に占める女性比率等の数値目標を盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定・届出等を行う必要があります。

秋田労働局（局長 小林泰樹）では、県内企業に対し、行動計画策定・届出等の早期取組を働きかけるとともに、平成28年1月から一般事業主行動計画の策定届の受付を開始いたしました。

このたび、秋田県内企業 第1号として「社会福祉法人 秋田県民生協会」が策定届の届出を行いました。

○社会福祉法人 秋田県民生協会

＜企業概要＞労働者数 529人（男性223名、女性306名）

事業内容 障害者支援事業・介護保険事業・老人福祉事業・保育事業

＜行動計画概要＞

計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

目 標

（1）管理職（補佐級以上）に占める女性割合を25%以上にする

（2）係長級以上の役職者に占める女性割合を40%以上にする

○秋田県内の常時雇用する労働者数301人以上の義務企業数

86企業

＜添付資料＞

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
一般事業主行動計画を策定しましょう！！
2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！
3. 一般事業主行動計画策定支援ツールをご活用下さい！
4. 女性の活躍・両立支援総合サイト
5. 女性活躍加速化助成金